○行政機関等匿名加工情報の提供等に係る事務処理要領の制定について

令和５年３月31日例規（府民）第42号

この度、別記のとおり行政機関等匿名加工情報の提供等に係る事務処理要領を制定し、令和５年４月１日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別　記

行政機関等匿名加工情報の提供等に係る事務処理要領

第１　趣旨

この要領は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号。以下「委員会規則」という。）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第60号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、行政機関等匿名加工情報の提供に関する提案（以下「提案」という。）等に係る事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

１　この要領において次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

(１)　提案窓口　行政機関等匿名加工情報の提供に関する相談及び案内並びに提案の募集及び受付を行うための窓口をいう。

(２)　主管所属　提案に係る個人情報ファイルを保有している所属をいう。

２　前記１に定めるもののほか、この要領の用語の意義は、法、委員会規則及び条例に定めるところによる。

第３　窓口等

１　窓口

提案窓口は、警察本部の本館１階の情報公開コーナーとする。

２　各所属の事務内容

(１)　府民応接センター情報公開・個人情報保護室（以下「情報公開・個人情報保護室」という。）が行う事務

ア　行政機関等匿名加工情報の提供についての相談及び案内に関すること。

イ　提案の募集及び受付に関すること。

ウ　手数料の納付に関すること。

エ　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関すること。

オ　行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務についての連絡及び調整に関すること。

カ　行政機関等匿名加工情報の提供の実施に関すること。

キ　前記アからカまでに掲げるもののほか、行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務に関すること。

(２)　主管所属が行う事務

ア　提案の審査に関すること。

イ　提案をした者（以下「提案者」という。）への必要な通知に関すること。

ウ　行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。

エ　行政機関等匿名加工情報の提供の実施の準備、立会い等に関すること。

第４　相談及び案内

情報公開・個人情報保護室の職員は、府民等から提案を行いたい旨の相談等があった場合は、当該相談等に係る行政機関等匿名加工情報の提供に関する手続等について説明するものとする。この場合において、当該相談等に係る主管所属の担当者その他適切な者の立会い及び助言を求めることができる。

第５　提案の募集

府民応接センター所長（以下「センター所長」という。）は、法第110条各号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルについて、法第111条及び委員会規則第53条の規定により毎年度１回以上、募集の開始の日から30日以上の期間を定めて、大阪府警察ホームページ（大阪府警察広報規程（昭和32年訓令第12号）第９条第４項に規定する大阪府警察ホームページをいう。）に募集に関する要綱を掲載し、提案の募集を行う。

第６　提案の受付等

１　受付時の確認事項

センター所長は、提案書（法第112条第２項に定める書面をいう。以下同じ。）の受付をする時においては、当該提案書が、法第112条第２項に適合しているかどうかについての確認を行うものとする。

２　確認に当たっての留意事項

センター所長は、前記１の確認を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

(１)　募集の対象となる個人情報ファイルに係る提案に該当しない場合は、当該提案が募集の対象に該当しない旨を教示すること。

(２)　法第112条第２項に基づき、提案は、書面を提出すると規定されていることから、電話、口頭等の書面の提出以外の方法による提案は認められない旨を教示すること。

(３)　提案書に必要事項が記載されていない場合、必要な添付書類がそろっていない場合等の不備がある場合は、委員会規則第54条第７項の規定により当該提案書の訂正を求めること。ただし、提案書及び添付書類（以下「提案書類」という。）が郵送その他対面による方法で提出されない場合等直ちに訂正を求めることができないときは、当該提案の提案者又はその代理人（以下「提案者等」という。）に訂正を求めること。

３　提案書類の主管所属への配付

センター所長は、受付をした提案書類は、主管所属に送付するとともに、情報公開・個人情報保護室において写しを保管する。

第７　提案の審査及び審査結果の通知等

１　提案の審査

主管所属の長は、前記第６の３の規定によりセンター所長から提案書類の送付を受けたときは、当該提案が法第114条第１項各号の規定に基づき、次に掲げる基準（以下「審査基準」という。）に適合するかどうかの審査を行うものとする。この場合において、提案書類の記載が不十分である等の理由により、十分な審査ができないと認めるときは、提案者等に対して連絡を取り、説明を求め、又は当該提案書の訂正を求めるものとする。

(１)　欠格事由

提案者が法第113条各号に定める欠格事由に該当しないことを誓約書（委員会規則第54条第６項に定める書面をいう。）により確認するものとする。

(２)　行政機関等匿名加工情報の本人の数

行政機関等匿名加工情報の本人の数が委員会規則第56条で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であることを確認するものとする。

なお、提案に係る個人情報ファイルを構成する本人の数は、原則として募集期間終了時における数を確認するものとする。

(３)　行政機関等匿名加工情報を作成するための加工方法

当該提案に係る加工方法が委員会規則第62条各号に掲げる基準に従い、適切なものであることを確認する。

なお、確認に当たっては、提案書から、個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の加工方法が明確に特定できることが必要であり、不明な点、曖昧な点等については、提案者等に対して説明を求め、又は当該提案書の訂正を求め、提案者等との間で認識に相違が生じないように留意するものとする。

(４)　行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業の目的及び内容

提案書に記載の事業が、提案に係る行政機関等匿名加工情報を利用する必要性が著しく乏しいと認められる次に掲げる場合でないことを確認するものとする。

ア　提案書記載の事業内容及び添付書類からみて、事業の目的及び内容が反社会的なものであると認められる場合

イ　提案者等の興味本位の提案であると認められる場合

ウ　前記ア及びイに掲げるもののほか、当該提案に係る事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資すると認められない場合

(５)　行政機関等匿名加工情報の利用期間

提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用期間が、利用目的、利用方法、事業内容等から判断して必要な期間であることを事業計画等により確認するものとする。

(６)　行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに安全管理の措置

提案書に記載された行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置が、当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであることを確認するものとする。

なお、行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者においては、当該行政機関等匿名加工情報を匿名加工情報として取り扱うことから、当該匿名加工情報について、法第45条及び第46条の規定に留意するものとする。

(７)　行政機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼさない範囲での作成の可否

委員会規則第58条の規定により、次に掲げる場合に該当するかどうかを確認するものとする。

ア　作成業務を受託する民間事業者がなく、主管所属の職員等が自ら作成するとなると事務の遂行に著しい支障が及ぶ場合

イ　記録情報の一部が紙媒体で記録・保存されている個人情報ファイルについて、電子計算機処理されていない部分を含めて加工する必要があり、当該電子計算機処理されていない部分を専ら加工可能な状態にする作業に要する時間が膨大となる場合

ウ　抽出するデータ量が一定量を超えるとシステムを停止しなければならない情報システムで管理運用している個人情報ファイルについて、相当の時間にわたってシステムの運用を停止しなければ行政機関等匿名加工情報を作成できない場合

２　手数料の額

(１)　手数料の額の積算方法

主管所属の長は、審査の結果、提案が審査基準に適合すると認めるときは、条例第20条第１項の規定に基づき、手数料の額を積算するものとする。

(２)　積算に当たっての留意事項

主管所属の長は、提案者に手数料の額を通知し、納付された後は、実際の処理に要した工数が事前に積算した工数と相違する場合であっても差額の還付又は請求は行わないことから、正確な手数料を積算することに留意するものとする。

３　審査結果の通知

(１)　審査基準に適合する場合

主管所属の長は、審査の結果、提案が審査基準の全てに適合すると認めるときは、審査結果通知書（委員会規則別記様式第９）により、センター所長を経由して当該提案の提案者等に通知するものとする。

なお、当該審査結果通知書には、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（委員会規則別記様式第10。以下「申込書」という。）を添付するものとする。

(２)　審査基準に適合しない場合

主管所属の長は、審査の結果、提案が審査基準のいずれかに適合しないと認めるときは、審査結果通知書（委員会規則別記様式第11）により、センター所長を経由し当該提案の提案者等に対し通知するものとする。

第８　手数料の納付及び契約の締結

１　手数料の納付

センター所長は、審査基準に適合する旨の通知を受けた提案者（以下「契約者」という。）又はその代理人（以下「契約者等」という。）から申込書の提出を受けたときは、前記第７の２の(１)により積算した手数料を納付書で納付させる。

２　契約の締結

(１)　センター所長は、申込書を受け取った場合、総務部会計課長に契約の締結に関する事務を依頼する。

(２)　前記(１)による依頼を受けた総務部会計課長は、大阪府財務規則（昭和55年府規則第48号）に基づき契約の締結に関する事務を行う。

第９　行政機関等匿名加工情報の作成及び行政機関等匿名加工情報等の安全確保の措置等

１　行政機関等匿名加工情報の作成

(１)　行政機関等匿名加工情報の作成

主管所属の長は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結後、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書に記載された行政機関等匿名加工情報の内容及び仕様等に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成するものとする。この場合において、主管所属の長は、行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア　作成に当たり不明な点等が生じた場合は、契約者等に確認する等、適切に対応すること。

イ　特定の個人を識別できないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報を復元できないようにするために、委員会規則第62条各号に定める基準に従って保有個人情報を加工すること。

ウ　作成した行政機関等匿名加工情報について、契約者等に提供する前に、適正に加工されていることを確認すること。

(２)　作成を委託する場合の留意事項

ア　委託先との契約

主管所属の長は、行政機関等匿名加工情報の作成を事業者に委託する場合、手数料の積算を適切に行うため、契約者に審査結果を通知する前に委託先に対して委託料の見積額を算定させ、これを精査する必要があるため留意するものとする。

イ　安全確保の措置

主管所属の長は、行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合の事務処理は、保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合の事務処理に準じて取り扱うものとし、法第66条第２項第１号に基づき委託契約に秘密保持、再委託の制限等を明記するとともに、委託先における管理体制、検査に関する事項等を書面で確認する等適切な措置を講ずるものとする。

２　行政機関等匿名加工情報等の安全確保の措置等

(１)　安全確保の措置

主管所属の長は、作成した行政機関等匿名加工情報、作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報（以下「行政機関等匿名加工情報等」という。）については、法第121条の規定に基づき適切に取り扱うこと。

(２)　従事者の義務

行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する主管所属の職員は、法第122条の規定により業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第10　行政機関等匿名加工情報の提供及び提供後の監督

１　行政機関等匿名加工情報の提供

主管所属の長は、行政機関等匿名加工情報を作成した場合、提案書に記載の方法に従って、センター所長を経由して速やかに契約者等に提供する。この場合において、センター所長は、主管所属の長に対して主管所属の担当者その他適切な者の立会い及び契約者等への説明を求めることができる。

２　提供後の監督

(１)　提案内容の変更

主管所属の長は、行政機関等匿名加工情報の提供後に、契約者等から提案書の記載事項等について、変更が生じた旨の連絡を受けた場合、次のとおり対応するものとする。

ア　事業の変更とまでいえないもの

人事異動等により行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者等に変更が生じた場合等、事業の変更とまでいえないと認める変更については、変更内容を記した書面を届け出るよう教示する。

イ　事業の変更に当たるもの

利用期間の延長、利用目的の追加・変更等、事業内容の変更に当たるものについては、法第118条第１項後段の規定に基づき、事業の変更に係る提案を行わせる。

(２)　契約の解除

主管所属の長は、契約を締結した者が次のいずれかの事由に該当するとき又は当該契約で定める解除事由に該当するときは、契約を解除することができる。

ア　偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

イ　法第113条各号に定める欠格事由に該当することとなったとき。

ウ　当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

第11　作成された行政機関等匿名加工情報に係る提案等

提案者以外の者が作成された行政機関等匿名加工情報の提供を希望し、又は既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者が提案書に記載した事業の変更を希望する場合において、法第118条第１項の規定に基づく提案が行われたときの手続については、前記第６から第10まで（第７の１の(２)及び(３)を除く。）を準用する。

なお、提案者以外の者が、作成された行政機関等匿名加工情報の提供に係る契約を締結する場合に納付すべき提案１件当たりの手数料の額は、提案者の手数料と同一の額とし、既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者が、事業の変更に係る契約を締結する場合に納付すべき提案１件当たりの手数料の額は、条例第20条第２項に規定する額とする。